

やまぐち働き方改革推進会議の設立について

I 設立の背景

1 山口県の現状

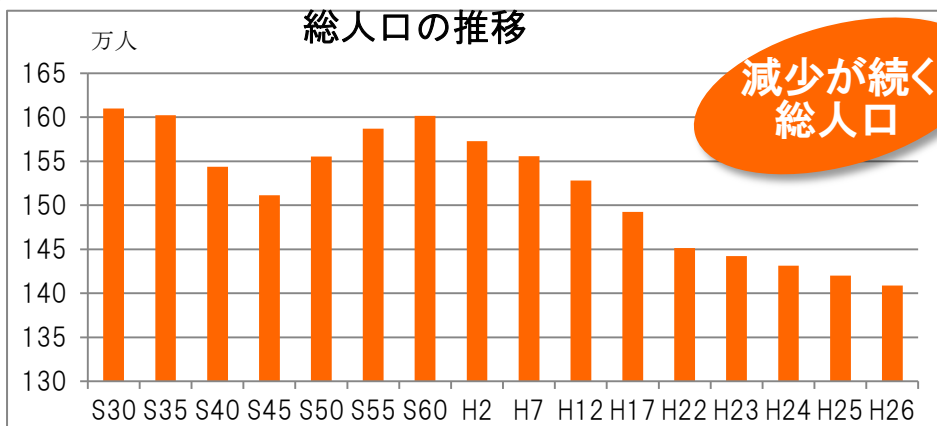
(1) 人口減少の進行

山口県の人口は、昭和 60 年の約 160 万人から一貫して減少が続き、現在は約 140 万人となり、30 年間で約 20 万人減少しており、今後も引き続き減少していくことが予想されています。

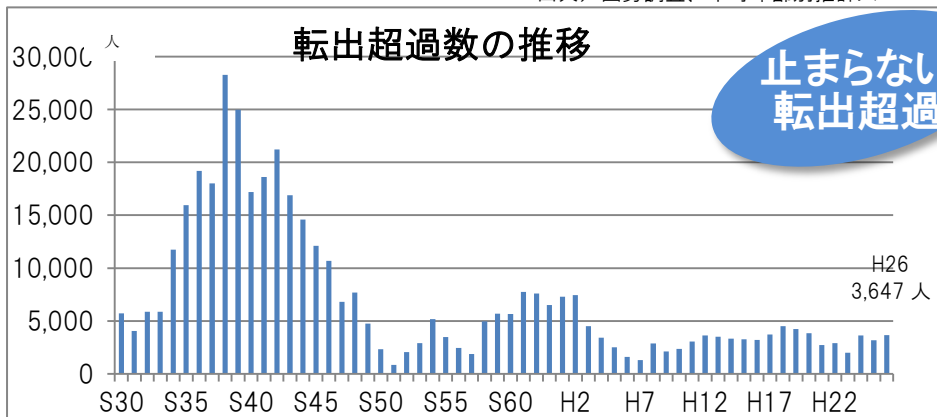
また、県外への転出超過に歯止めがかからず、特に、男女ともに 15～29 歳の年齢層の県外流出が転出超過の大きな割合を占めています。

このため、若者を中心とする県内就職を促進するとともに、働きやすい職場環境づくりを進めることにより、本県への定着・還流を図ることが重要となっています。

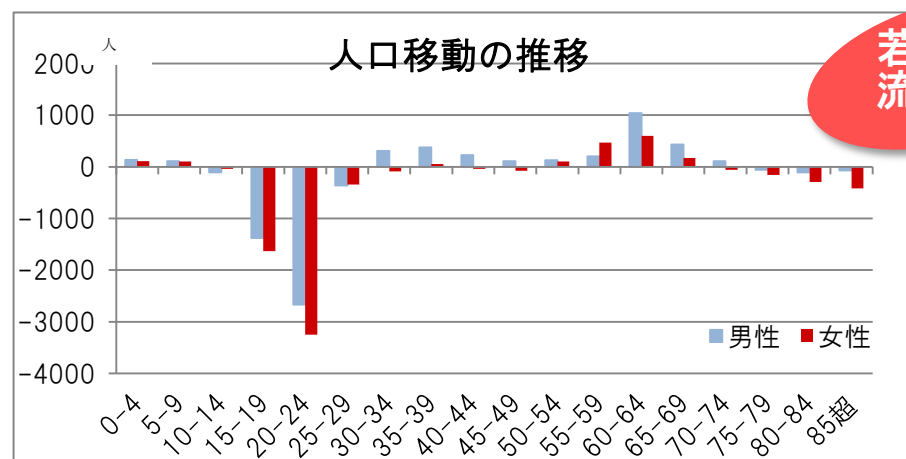
(図表①)



(図表②)



(図表③)



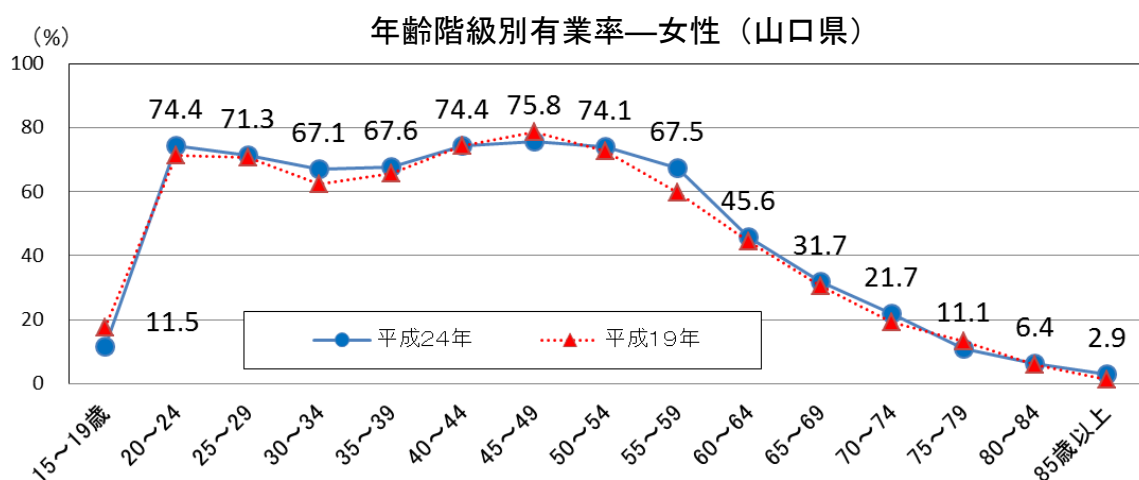
(2) 女性の年齢階級別有業率及び育児休業取得率の状況

山口県の女性の年齢階級別の有業率を見ると、20歳代後半から低下し、30歳代前半を底に、その後40歳代後半まで上昇するなど、全体としてM字カーブを示しており、多くの女性が、結婚、出産、育児等を契機に退職し、子育て等が一段落した段階で、再び就業していることがうかがえます。

一方、女性の育児休業取得率は全国を上回っていますが、男性の育児参加は進まず、県内の男性の育児休業取得率はわずか1.1%と、全国の半分程度の低い水準にとどまっています。

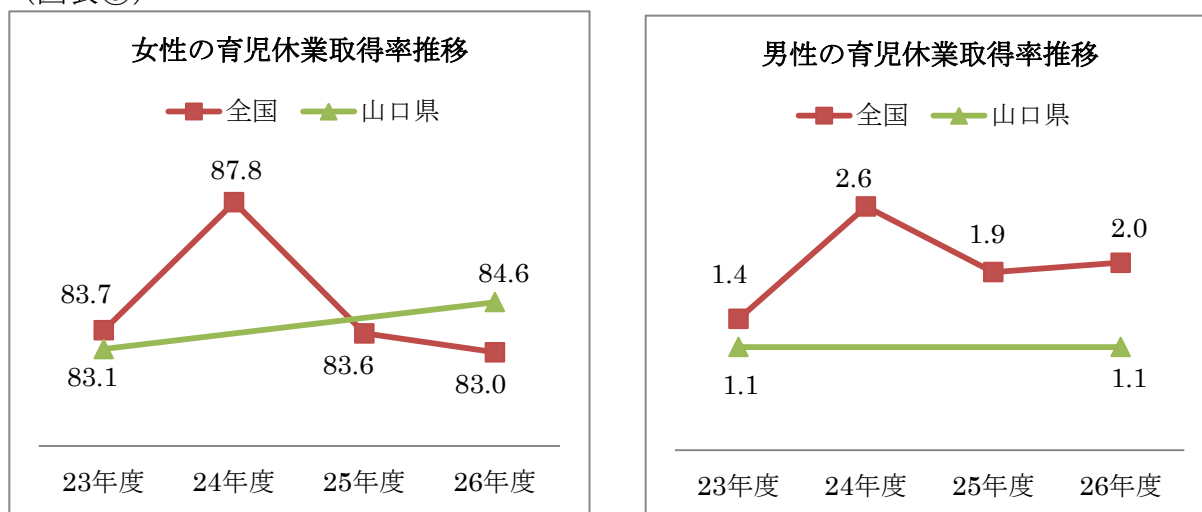
このため、女性の活躍を促進し、地域産業の担い手を確保するとともに、男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりを進めることが重要となっています。

(図表④)



出典) 就業構造基本調査

(図表⑤)



出典) 国：雇用均等基本調査 県：雇用管理実態調査

2 県のこれまでの取組

(1) 働きやすい職場環境づくり

山口県では、関係団体と連携し、働く者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいます。

具体的には、子育てやイクメンを推進する企業の登録、表彰や助成制度等による支援等を通じて、企業と一体となって、経営者、就業者双方の意識改革と気運醸成を進めています。

(2) 若者等の雇用のマッチング支援

若者や女性の県内就職・定着を促進するため、インターンシップへの支援や県内中小企業の魅力に触れる機会の創出、本人のスキルを就職以外の形で活かせる創業支援など、若者や女性の雇用の促進に向けた多様な就業ニーズに応えるマッチング支援等に積極的に取り組んでいます。

3 国・県の動き

時期	取組内容
平成 26 年 11 月	国：まち・ひと・しごと創生法の制定
平成 26 年 12 月	国：まち・ひと・しごと創生総合戦略の閣議決定
平成 27 年 10 月	県：人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
平成 27 年 12 月	国：まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂 (戦略策定から事業推進の段階へ)
平成 28 年 4 月	国：地域再生法の改正【地方創生推進交付金制度の創設】
平成 28 年 6 月	国：まち・ひと・しごと創生基本方針 2016 閣議決定 国：ニッポン一億総活躍プラン閣議決定 県：地方創生推進交付金の申請
平成 28 年 8 月	国：未来への投資を実現する経済対策 国：地方創生推進交付金の対象事業に決定

4 やまぐち働き方改革推進会議の設立

- 平成 27 年 11 月、山口労働局を事務局とし、地域ぐるみで働き方改革を推進するため、労使を始めとする関係者で構成する「山口県政労使会議」が設置され、若者や非正規雇用労働者などの労働環境や処遇の改善等に向けた共通認識と気運醸成が図られたところです。
- また、国においては、本年 4 月に地方創生推進交付金制度を創設し、地方創生の取組を積極的に推進することとしており、地域の実情に応じた働き方改革の推進は、取組の大きな柱に位置付けられました。
- 本県においては、こうした国の動きに呼応し、地方創生推進交付金を活用した先進的な事業等に、関係機関と連携して積極的に取り組むため、従前の政労使会議の体制を拡充し、県知事をトップとする「やまぐち働き方改革推進会議」を新たに設置するものです。

II 取組方針の策定

やまぐち働き方改革推進会議取組方針（案）

平成28年8月18日

第1 趣旨

人口減少が進行する山口県においては、特に15歳から29歳までの年齢層を中心に若者の県外流出が続いており、これに歯止めをかけるため、地域経済の活性化を図り新たな雇用を創出するとともに、雇用の場を活かした若者などの県内定着や還流を促進する必要がある。

また、多くの働く女性が結婚、出産、育児等を契機に退職し、職場での活躍を断念していることから、男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てることができる職場づくりを推進し、地域産業の担い手を確保する必要がある。

さらに、現在、県内企業では人手不足の状況もみられることから、人材の育成・確保とマッチング支援が重要になっている。

このように、これらの課題解決のためには、働きやすい環境づくりや安定した雇用の場の確保を進める「働き方改革」の取組が不可欠である。また、この「働き方改革」の推進は、長時間労働の是正等を通じて労働の質を高め、生産性の向上にも資するものである。

こうしたことから、山口県知事をトップとする「やまぐち働き方改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、関係団体の緊密な連携の下、「働き方改革」の取組を積極的に推進することにより、「活力みなぎる山口県」の実現を目指すこととする。

第2 働き方改革の方向性

1 仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 長時間労働の是正（所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等）
- (2) 仕事と育児・介護の両立支援
- (3) 時間や場所にとらわれない多様な働き方等の普及促進
- (4) 地域における女性の活躍促進（再就職支援、創業支援等）

2 若者などの非正規雇用労働者の雇用対策の推進

- (1) 正社員雇用の拡大
- (2) 非正規雇用労働者の正社員転換の促進

3 マッチング支援体制の強化

- (1) 誰もが働きやすい雇用・就業の場の創出
- (2) 雇用のミスマッチの解消（インターンシップの強化、キャリアアップ支援等）

4 その他

- (1) 勤務条件の改善
- (2) U J I ターン就職の促進（県出身学生、保護者、学校等への確実な情報提供等）

第3 推進会議の役割

- 1 地域の働き方に関する課題等の調査及び研究に関すること。
- 2 働き方改革の普及及び啓発に関すること。
- 3 働き方改革の推進に係る施策の検討及び実施に関すること。
- 4 働き方改革の推進に係る関係団体等の連携促進に関すること。
- 5 その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第4 推進体制

1 会議及び委員

働き方改革を推進するため、取組方針その他の重要事項の決定等を行う推進会議（総会）を設置するとともに、推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

推進会議（総会）の委員は、構成団体を代表する者及び会長が指名する者とし、幹事会の幹事は、構成団体が指名する者とする。また、会議には、必要に応じ、会議に外部の者の出席を求めることができるものとする。

(1) 推進会議（総会）は、推進会議に係る次の重要事項を審議する。

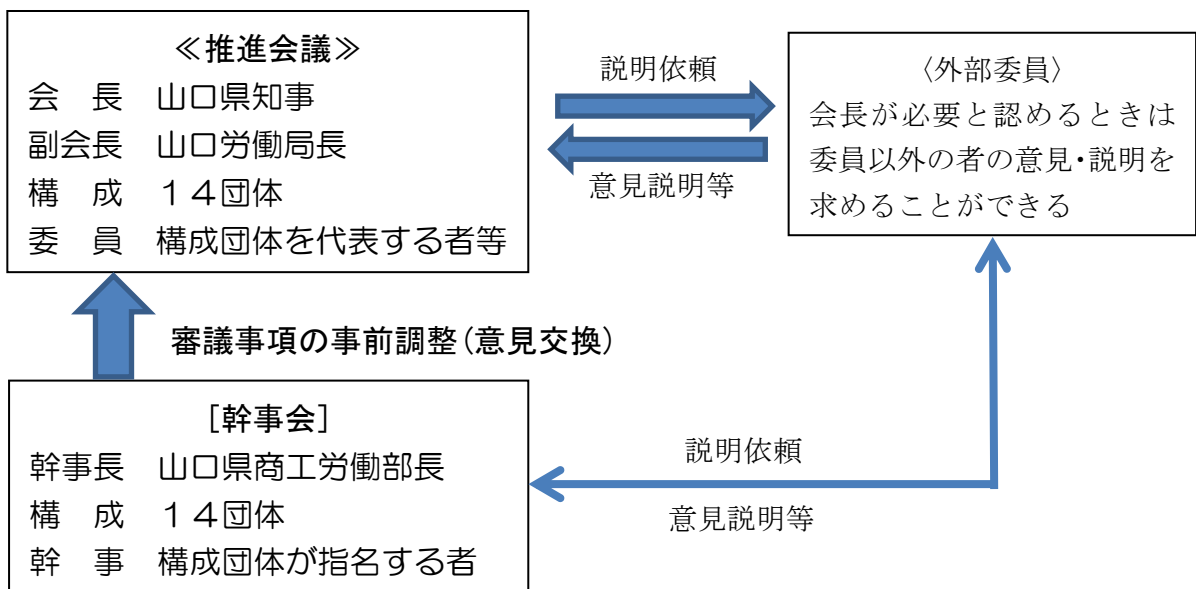
- ① 基本的な取組方針の決定
- ② 事業計画の決定及び事業成果の検証
- ③ その他会長が必要と認める事項

(2) 幹事会は、推進会議の運営に関する次の事項を審議する。

- ① 調査分析及び研究
- ② 事業内容の検討及び執行
- ③ 総会に提出する議案
- ④ 総会から委任を受けた事項
- ⑤ その他推進会議の運営に関する事項

(3) 推進会議（総会）及び幹事会は、必要に応じ、委員及び幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

2 推進体制図



(注) 推進会議の委員として、女性の働き方に関する助言、提言を行う委員を指名する。

3 事務局

推進会議の事務局は、山口県商工労働部労働政策課に置き、事務局長は、同部労働政策課長をもって充てる。

第5 構成団体（14団体）

区 分	名 称
労 働 団 体	日本労働組合総連合会山口県連合会、一般社団法人山口県労働者福祉協議会
使 用 者 団 体	山口県経営者協会、山口県商工会議所連合会、山口県商工会連合会、山口県中小企業団体中央会、山口経済同友会
金 融 機 関	株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、山口県信用金庫協会
大 学	国立大学法人山口大学
雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部
行 政 機 関	厚生労働省山口労働局、山口県

第6 構成団体の役割

構成団体は、緊密に連携しながら、次の取組をそれぞれが積極的に行うものとする。

区 分	役 割
労 働 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・就労環境の改善・向上に向けた取組 ・労働者及び関係団体への周知、啓発、実態把握、意見聴取等
使 用 者 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用環境の改善・向上に向けた取組 ・地元生徒・学生や女性、高齢者、障害者の採用拡大に向けた取組 ・経営者及び関係団体への周知、啓発、実態把握、意見聴取等
金 融 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生に向けた資金面からの支援 ・金融機関の持つ情報や知見を活かしたコンサルティング機能及びマッチング機能の発揮
大 学	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業が求める人材育成等 ・学生の県内就職率の向上、地元定着促進
雇用支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者の雇用に関する助言、支援等 ・公共職業訓練による人材育成等
山 口 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> ・労働法制等の周知及び徹底 ・企業における人材確保、雇用環境の整備等に関する支援
山 口 県	<ul style="list-style-type: none"> ・「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく働き方改革関連事業の推進（地方創生推進交付金の活用等） ・「やまぐち働き方改革支援センター」の設置、運営 ・その他県の独自制度による取組の推進

第7 取組期間

取組期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、次のとおり実施する。

年 度	内 容
28	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議設立、調査研究（第1次）、普及啓発（セミナー開催等） ・「やまぐち働き方改革支援センター」の設置
29	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究（第2次） ・調査研究の結果を踏まえた具体的な計画の作成・実行
30～32	<ul style="list-style-type: none"> ・実績及び成果、調査研究の結果等を踏まえた計画の見直し及び取組の加速化